

工作物石綿事前調査者講習のご案内

一般社団法人 日本ボイラ協会和歌山支部

これまでは建築物等について建築物石綿含有建材調査者の講習を修了し試験に合格した者にその調査を行わせることが義務付けられていますが、以下の特定工作物等については、令和8年1月1日から『工作物石綿事前調査者』の講習修了者にその調査を行わせることが必要となります。

※ 事前調査結果等の報告対象（特定工作物）

- ・ 炉設備（反応槽，加熱炉，ボイラー・圧力容器，焼却設備）
- ・ 電気設備（発電設備，配電設備，変電設備，送電設備）
- ・ 配管及び貯蔵設備等

一般社団法人 日本ボイラ協会は、工作物石綿事前調査者の講習機関として東京労働局に登録（登録番号 石 13-19）し、建築物石綿含有建材調査者を養成する講習を実施しており、今般、協会本部の会場で開催されている講習のスライドと講師の音声を、和歌山市内の講習会場にライブ配信する講習会を開催します。講義終了後は、協会本部の講師とリアルタイムで質疑応答ができます。

該当する工事を行う事業者の方は、この機会に受講をご検討下さい。

1. 日程等 開催案内をご覧ください。

※ 講習及び試験3日間とも時間厳守（遅刻、早退は認められません。）

開催内容	集合時間	講習開始	講習終了時間
1日目（講習）	9:25	9:30	17:00
2日目（講習）	9:25	9:30	16:30
3日目（試験）	9:25	9:30	11:10

※2日目の講習終了後に、試験における注意事項等について、説明いたします。

【受講科目】

日程	科目	時間
【1日目】 9:30~17:00	●工作物石綿事前調査に関する基礎知識1	1時間
	●工作物石綿事前調査に関する基礎知識2	1時間
	●石綿使用に係る工作物図面調査	4時間
【2日目】 9:30~16:30	●現場調査の実際と留意点	4時間
	●工作物石綿事前調査報告書の作成	1時間
	●実機解説	30分
【3日目】 9:30~11:10	●修了考査	1時間40分

2. 会場

和歌山県勤労福祉会館（プラザホープ） 和歌山市北出島1丁目5番47号

3. 講習料（税込み【消費税率10%】）

一般 55,000 円（内訳：受講料 50,050 円＋テキスト代 4,950 円）

会員 53,350 円（内訳：受講料 50,050 円＋テキスト代 3,300 円）

※会員：（一社）日本ボイラ協会会員

※参考◇修了考査再受験料：5,500 円（内訳：受験料 5,000 円＋500 円【消費税率10%】）

4. 申込方法

開催日初日の2カ月前から2週間前（必着）まで。

下記の受講申込書に所定の事項を記入し、受講資格証明に必要な書類を添えて①又は②のいずれかの方法でお申し込み下さい。但し、受付期間であっても、定員になり次第、締め切らせていただきます。

また、定員に満たない場合は、中止する場合があります。

受付状況を電話にてご確認のうえ、お申し込みください。

① 持参 受講申込書及び受講資格証明に必要な書類を当支部窓口へご持参ください。

受付時間：平日 9：30～16：30

※ 講習会等により事務所を留守にする時間帯がありますので、事前にお電話でご確認ください。)

② FAX又はメール

受講申込書及び受講資格証明に必要な書類をFAX又はメールでお送りください。

受信後に、折り返し確認の電話又はメールでご連絡いたします。

・FAX：073-433-0343 ※FAX番号は、お間違いのないようご注意ください。

・メールアドレス：boira@naxnet.or.jp

***注意：**受講申込書と受講資格証明に必要な書類が揃わなければ受付できませんので、必ずすべてをFAX又はメールでお送りください。

なお、受講資格の審査において、追加書類の提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

③ 支払方法

受講資格確認通知書及び請求書を送付いたしますので、受取後、講習料をお振込みください。

なお、支部へ直接ご持参いただく場合は、受付時間内をお願いいたします。

・お振込みは、自動振込機または各金融機関備え付けの用紙をご利用ください。

・各金融機関での振込手数料は、ご負担ください。

・各金融機関の受領書を領収書とさせていただきますので、大切に保管ください。

※ 講習料振込確認後に受講票とテキストを送付いたします。

なお、講習日の7日前までに講習料のお振込みが無い場合は、キャンセルしたものとして取り扱います。

5. 申込先

〒640-8262 和歌山市湊通り丁北1丁目1-8 和歌山県建設会館2階（和歌山県庁南別館東隣）

一般社団法人 日本ボイラ協会 和歌山支部宛（Tel・Fax 073-433-0343）

6. 振込先 振込口座番号

(株)紀陽銀行東和歌山支店 ・ 普通預金口座 No.1 6 0 6 9 5 1

7. 備考

- ① 所定の時間を受講し、修了考査に合格した方に修了証明書を交付致します。
(全講習時間を受講しないと修了証明書は交付致しません。) 本人宛てに郵送いたします。
- ② 修了考査が不合格の方につきましては、次回の日程で、再受験（再受験料 5,500 円【税込み】）の機会をご用意しております。詳細は不合格の方に発行する「受講証明書（未修了者用）」の送付時にご案内を同封致します。
- ③ 講習初日の6日前から3営業日前までは、受講料の50%をキャンセル料として頂き、2営業日前からのキャンセルはその全額を頂きます。テキストの返品及び返金はできかねますのでご了承ください。
キャンセルに伴う返金は、ご入金済みの受講料からキャンセル料、テキスト代及び振込手数料を差し引いた金額をお振込みいたします。
- ④ 講習会当日、本人確認をさせていただきますので本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード等）をご持参下さい。
又、修了証作成用の写真（縦30 mm×横24 mm）、テキスト・筆記用具もご持参ください。
- ⑤ 車で来場される方は、会場の有料駐車場等をご利用ください。
- ⑥ 通信トラブル等の事情で配信できなかった場合は、次回に日程に参加いただく等、対応させていただきます。
- ⑦ 講習申込にあたってお知らせ頂く個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。

受講資格並びに必要添付書類

資格 番号	受 講 資 格	添 付 書 類
①	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる 石綿作業主任者 技能講習を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	(1)大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 2年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関して 3年以上の実務の経験 を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 3年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 4年以上の実務の経験 を有する者(③に該当する者を除く。)	(1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 4年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、工作物に関して 7年以上の実務の経験 を有する者	(1)高等学校の工学科卒業証明書 (2)工作物に関する実務経験 7年以上 の職務内容証明書 ※ (1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して 11年以上の実務の経験 を有する者	工作物に関して 11年以上 の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する職務内容証明書
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる 特定化学物質等作業主任者 技能講習を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して 5年以上の実務の経験 を有する者	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の修了証の写し (2)工作物石綿事前調査の実務経験 (注) 5年以上 の 職務内容証明書 (注) 工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※ (1)と(2)両方必要です
⑧	建築行政に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書
⑨	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 2年以上の実務の経験 を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	職務内容証明書
⑪	労働基準監督官として 2年以上 その職務に従事した経験を有する者	実務経験 2年以上 の職務内容証明書

※ 「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※ 職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらう必要があります。

***資格番号 ① の方は以下の証明書の記入・提出は不要**

職務内容証明書の例 (様式は任意)

(複数の会社での経験年数を合算する場合、会社ごとに1名の証明書が必要になります)

- 1, 受講申請者氏名 ○○ ○男
同住所 ○○県○○市○○町△丁目○-△
- 2, 受講資格に該当する最終学歴 (注1)
○○高校 ○○学科 卒業証明書の写し (注2) を添付すること

(注1) 工学に関する課程には、機械科、交通工学科、造船科、電気科、電子科、情報技術科、建築科、土木科、地質工学科、化学科、材料工学科、航空科などがある。

(注2) 工作物に関して11年以上の実務経験を有する者として受講資格がある場合は卒業証明書の写しは不要となり、事業主による職務内容証明だけで可。

3, 職務内容 (実務経験) 証明 (注3)

勤務先名 (部課名)	所在地 (番地)	在職期間と実績年月数	工作物に関する職務内容
		年 月～ 年 月 (年 ケ月)	
		年 月～ 年 月 (年 ケ月)	
		年 月～ 年 月 (年 ケ月)	

本受講者は、上欄の職務内容のとおり、建築に関する実務経験を有することを証明します。

○○年○○月○○日

所在地 △△県○○市△△区○○町△丁目○-△

○○株式会社 ○○事業所長 ○○ ○子 (サイン又は押印)

(注3) 受講資格として計上したい実務経験のある会社をすでに退職している場合は、原則として、その会社の現在の責任者による証明が必要になります。必要に応じ、上記の1と3の内容を記載する証明書を、必要な会社の数に応じた枚数だけ作成して、提出してください。

(注4) 工作物に関する実務経験とは、工作物の研究、設計、製作又は据付等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。